

令和5年第10回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月27日（金）午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	11番 蔭山 勝利
2番 逢坂 利人	13番 尾方 隆子
3番 佐藤 貞男	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	15番 小田 一夫
6番 黒川 邦晴	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
8番 谷 富廣	18番 藤岡 由信
9番 大久保 孝雄	19番 村上 一好

4. 欠席委員

4番 天毎木 孝利	12番 河野 弘彦
10番 原田 政憲	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第50号 非農地証明願について

第6 議案第51号 令和5年度第7期農用地利用集積計画について（諮問）

7. 会議の概要

	開会 午後1時
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第10回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、4番天毎木委員、10番原田委員、12番河野委員の3名です。なお、19番村上委員は、遅れてこられるとの連絡がございました。只今の出席委員は、15名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、9番大久保委員、11番蔭山委員の二人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、日程第2、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>番号1です。申請地は、美馬町字露口■■■■、字■■■■、字水久保■■■■。地目は、すべて、田。面積は合わせて、4,041㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。耕作面積は、18,977㎡、通作距離は、0.5kmから1.0kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、重清郵便局から■■■■に位置する農地です。</p> <p>番号2です。申請地は、美馬町字西沼田■■■■。地目は、畑。面積は、771㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。</p>

す。申請地は、池月公園の南東、[REDACTED]に位置する農地であります。

番号3です。申請地は、美馬町字西沼田[REDACTED]。地目は、すべて、畑。面積は合わせて、1,212㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、1.9kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、果樹及び季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、池月公園の北、[REDACTED]に位置する農地であります。

番号4です。申請地は、協町野村字大道北[REDACTED]。地目は、田。面積は、344㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。耕作面積は、1,293㎡。自宅周辺の農地で、通作距離は、15mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署協町野村駐在所の西、[REDACTED]に位置する農地です。

番号5です。申請地は、協町別所字サブカゼ[REDACTED]。地目は、田。面積は、1,336㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、2.4kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉中学校の南東、[REDACTED]に位置する農地であります。

番号6です。申請地は、協町大字協町字中須[REDACTED]。地目は、田。面積は、1,841㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、600mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、スダチやレモンなど果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、協町市民サービスセンターの西、[REDACTED]に位置する農地であります。

番号7です。申請地は、協町字西赤谷[REDACTED]。地目は、田。面積は、974㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。耕作面積は、9,663㎡、通作距離は、1.5kmで、稼働人員は4人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、貞安集会所の北東、[REDACTED]に位置する農地です。

	<p>番号8です。申請地は、脇町字東俣名 [REDACTED] ほか2筆。地目等の詳細は議案書記載のとおりです。面積は合わせて、2, 533㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。耕作面積は、11, 073㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻及び季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、古屋敷集会所から [REDACTED] に位置する農地です。</p> <p>番号9です。申請地は、脇町字東俣名 [REDACTED] ほか2筆。地目等の詳細は議案書記載のとおりです。面積は合せて、5, 383㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、15kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻及び季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、御所野集会所から [REDACTED] に位置する農地です。</p> <p>番号10です。申請地は、穴吹町三島字三谷 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、363㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。市道を挟んで自宅に隣接する農地で、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。なお、譲受人は、永住権を取得しておりますので、3条の資格を有しております。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬市林業総合センターの南東、[REDACTED] に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの10案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1の中通については、7番藤本委員、番号1の水久保と番号2、3については、16番長浦委員、お願いします。</p>
7番藤本委員	<p>はい、7番藤本です。9月22日に現地確認いたしました。譲受人の [REDACTED] 住まれておりまして、大変熱心に農業をされております。今回の農地につきましては、耕作放棄地や以前から [REDACTED] が耕作していた農地でありまして、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお</p>

	願います。
議 長	16番長浦委員、願います。
16番 長浦委員	はい、16番長浦です。9月19日に現地確認いたしました。1番については、何も問題はありません。2番についてですが、 が より、3年ほど前から畑を借りて、家庭菜園として耕作されておりました。今回、 が買われるということで、特に問題は無いと思われます。次に、番号3ですが、現地は、雑草が生えて、10センチ以上の木の株がいくつかある状態でした。農地として使用するには、重機等が必要となってくると思われます。農地にして耕作されるのであれば、周囲には住宅も点在しておりますので、害虫防止にもなると思われます。特に問題がございませぬ。
議 長	番号4は、11番蔭山委員、願います。
11番 蔭山委員	はい、11番蔭山です。9月27日に現地確認してまいりました。譲受人 は、購入される土地について、隣接地でありますし、何ら問題無いと思われます。ご審議の程よろしく願います。
議 長	番号5は、19番村上委員、願います。
19番 村上委員	はい、19番村上です。一昨日、確認いたしました。雑草もあまり生えておりませぬし、特に問題はありません。よろしく願います。
議 長	番号6は、5番竹田委員、願います。
5番 竹田委員	はい、5番竹田委員。現地確認いたしました。ここの畑につきまして、別の目的で使用する予定があるのですか。
	(事務局長、挙手)
事務局長	竹田委員のご質問についてですが、譲渡人 から、本年6月に農地改良届が提出されております。現況の農地の上に土を入れて、周囲の農地と高さを合わせて、その上に耕作土を入れ、そこで、スダチやレモンの果樹を栽培する計画が出されております。今回、その計画を譲受人 が引き継ぐとのことだす。今後、営農が行われるように指導していきます。
議 長	番号7は、15番小田委員、願います。
15番 小田委員	はい、15番小田です。10月21日に現地確認いたしました。譲受人 は、 でして、会社の周辺の余っている土地を購入してきております。特に問題はありません。よろしく願います。
議 長	番号8、9は、13番尾方委員、願います。
13番 尾方委員	はい、13番尾方です。番号8について、譲受人 が現在も耕作しているそうです。年貢米をはらう程、耕作をしないので、今回、購入をされるということだす。家の裏の農地は、雑草が生えておりますが、自宅と隣

	接しておりますので、管理のほうは大丈夫だと思います。番号9についてですが、贈与ですから、特に問題は無いのですが、耕作するのは、雑木も生えておりますし、大変だと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号10は、8番谷委員、お願いします。
8番 谷委員	はい、8番谷です。10月22日に現地確認いたしました。耕作放棄地ですので、耕作するまでに労力がかかるとは思いますが、がんばって耕作していただければと思います。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせていただきたいと思っております。何か、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	無いようです。それでは、先に、議事参与案件の採決を行いますので、 XXXXXXXXXX 退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、再度入室をしていただきますので、よろしくお願いします。小休します。
	(XXXXXXXXXX 退室)
議 長	それでは、先に、番号5の案件についてお諮りいたします。許可することにご異議はございませんか。
委員一同	(異議無し)
	異議なしと、認めます。よって、番号5の案件につきましては、許可することと決定いたします。 XXXXXXXXXX の入室を認めます。小休します。
	(XXXXXXXXXX 入室)
議 長	それでは、小休前に戻りまして再開いたします。続いて、残り9案件についてお諮りいたします。許可することにご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、残り9案件につきましても許可することと決定いたします。以上により、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請10案件すべて許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案第48号農地法第4条の規定による許可申請について、2案件の説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。この4条申請について、法定の添付書類は整っております。 番号1です。転用場所は、美馬町字小長谷 XXXXXXXXXX 。地目は、田。面積は、481㎡であります。転用者は XXXXXXXXXX であります。居宅の建築に伴う転用申請です。造成計画として、表土をすきとり、隣接する市道の高さまで、

	<p>山土で約50センチ程度盛土し、クラッシャーを敷設します。居宅は木造平屋建、建築面積118.41㎡であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は自然浸透とします。汚水は、隣接地の両親が住んでいる家の既存合併処理浄化槽に接続し処理します。申請地は、小長谷集会所の北西、■■■■■に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。転用場所は、穴吹町口山字淵名■■■■■。地目は、畑。面積は、370㎡であります。転用者は、■■■■■であります。簡易宿泊施設の建築に伴う転用申請です。造成計画として、申請地は、緩やかな傾斜地であることから、階段状とします。土留めには、コンクリートの豆腐ブロックを施工します。一部は、鉄骨により高床式とする計画です。1棟の建築面積は、67.73㎡であり、3棟を建築します。取水は市営上水道を利用し、雨水は、集水桝を設置し市道側溝へ接続します。汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、市道側溝に接続します。申請地は、美馬市多世代交流センター西淵交流の里の南西、■■■■■に位置する農地で、農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第4条の規定による許可申請について、2案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、6番黒川委員、お願いします。
6番黒川委員	はい、6番黒川です。10月20日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	番号2は、17番安達委員、お願いします。
17番安達委員	はい、17番安達です。10月21日に現地確認いたしました。簡易宿泊施設ということで、穴吹駅から■■■■■くらい、農免道路を■■■■■ほどいったところにあります。当該地は、世界農業遺産の地域であります。斜面は草刈りを行っており、北側は、茶畑であります。申請者は、■■■■■を経営しておりましたが、時代の流れにより、現在は休館中であります。近くの風光明媚な場所に農家レストランもありますし、相乗効果を期待しての経営だと思われれます。特に問題はありません。
議長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。番号1、2の2案件について、許可相当とすることに

	ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第48号農地法第4条の規定による許可申請2案件につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、12案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字東岸ノ下[]。地目は、畑。面積は、1,715㎡うち、0.496㎡であります。当申請は、令和4年2月総会において、[]が営農型太陽光発電施設を設置するとして、農業委員会でご審議いただき、本年2月、県許可を受けた申請案件に係る事業計画変更となります。当初計画では、太陽光パネル223枚を設置することとしておりましたが、220枚に変更を行うものです。また、当初計画では、パネルの下部農地において、3条許可を受けた[]が、シキビを栽培することとしておりましたが、この度、水稻を作付けすることに計画変更するものです。なお、パネル枚数と栽培作物の変更以外の計画変更はありません。</p> <p>番号2です。転用場所は、美馬町字東岸ノ下[]。地目等の詳細は記載のとおりです。1番の案件の隣接地となります。こちらの案件も1番の案件同様で、令和4年2月総会において、[]が営農型太陽光発電施設を設置するとして、農業委員会でご審議いただき、本年2月、県許可を受けた申請案件の事業計画変更となります。こちらは、パネル枚数の変更はありませんが、下部農地において、[]によりシキビを栽培する計画を水稻に変更するものです。</p> <p>番号3です。転用場所は、脇町字井口[]。地目は、畑。面積は、2,357㎡であります。譲渡人は、[]。譲受人は、[]であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、整地後、転圧を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年6回以上の草刈りを行ないます。申請地は、岩倉中学校の北、[]に位置する農振</p>

農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号4です。転用場所は、脇町字井口 [] ほか7筆。地目は、すべて、田。面積は合わせて、1, 811 m²であります。賃貸借による転用申請です。貸人は、 []。借人は、 [] [] であります。次の番号5の案件と一体利用により、フィット法による高圧太陽光発電施設を設置するという転用申請です。計画としまして、整地後、防草シートを敷設します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、井口集会所の北、 [] に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号5です。転用場所は、脇町字井口 [] ほか11筆。地目は、すべて、田。面積は、合せて、4, 414 m²であります。先程の番号4の案件と一体として整備を行いません。譲渡人は、 []。譲受人は、 [] [] であります。農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号6です。転用場所は、脇町助松字丸池 []。地目は、田。面積は、440 m²であります。中古車駐車場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。譲受人は、三好市に本社を構え、美馬市に営業所を置き、中古車の買い取り・販売業を営んでおります。経営が順調であることから、中古車買い取り・販売事業の拡大を図るにあたり駐車場が不足していることから、譲渡人との話がまとまり、転用申請に至ったものです。譲渡人は、 []。譲受人は、 [] [] であります。造成計画としましては、営業所の地盤高まで山土により、約1.0mの盛土を行いません。周囲には被害のないようにコンクリート擁壁を設置します。雨水は、自然浸透とします。申請地は、旧JA美馬岩倉支所の北東、 [] に位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第1種農地と判断をされますが、事業の用に利用する拡張部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の2分の1を超えない面積の拡張であることから、当該転用申請は、不許可の例外に該当します。

番号7です。転用場所は、脇町大字北庄字柴床 []。地目は、田。面積は、464 m²であります。譲渡人は、 []。譲受人は、 [] [] であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土を30cm程度すきとり、クラッシャーにより40cm程度埋戻します。居宅は木造二階建、建築面積105.16 m²であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は自然浸透及び自然勾配により東側に隣接する

市道側溝へ排水します。汚水も、合併処理浄化槽で処理したのち、市道側溝に放流します。このことについては、道路管理者と協議済みです。申請地は、脇町小学校の北東、[REDACTED]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号8です。転用場所は、脇町字拝原[REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は合せて、504㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土を20cm程度すきとり、クラッシャーにより、20cm程度埋戻します。居宅は木造二階建、建築面積77.01㎡あります。取水は市営上水道を利用し、雨水は集水桝に集めに隣接する市道側溝へ排水します。汚水も、合併処理浄化槽で処理したのち、北側に隣接する市管理の水路に放流します。このことについては、管理者である市都市政策課と協議済みです。申請地は、脇町インターチェンジの北西、[REDACTED]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、公共投資の対象となった、第1種農地であります。周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、当申請は、第1種農地における不許可の例外と判断をされます。

番号9です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島[REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は合せて、965㎡であります。貸人は[REDACTED]。借人は、[REDACTED]であります。資財置場の設置に伴う賃貸借による転用申請です。申請者は、建設業を営んでおります。申請地は、令和2年頃より資材置場として使用しております。この度、後ほどの案件、番号10の申請農地を資材置場として、買い受ける話がまとまり手続きを進めていたところ、父親が所有する当該農地も農地転用許可を得ていなかったことを知り、追認による許可を受けるため申請に至ったものです。申請者から、今後は、このようなことが無いように農地法を遵守致しますとの始末書が提出されております。申請地は、三島会館の北東、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号10です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島[REDACTED]。地目は、田。面積は、972㎡あります。先程の番号9の関連案件となります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。貸資材置場の設置に伴う所有権移転による転用申請です。先程の説明のとおり、譲受人は、自身が建設業を営んでおり、資財置場が不足する状況となっていたところ、譲渡人との売買の話がまとまり転用申請に至ったものです。保有している資材の状況については、議案書記載のとおりです。造成計画としましては、表土をすきとり、

隣接する市道の高さまで約45cmほど盛土を行ない、既に資材置場として利用している先ほどの案件、番号9の申請土地と一体利用するものです。申請地は、農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号11です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島[]。地目は、田。面積は、1,324㎡であります。譲渡人は、[]。譲受人は、[]であります。建売分譲住宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土をすきとり、隣接する市道の高さまで、良質土により約30cm程度、盛土を行ないます。周囲は、既存の擁壁で囲まれています。議案書に記載のAタイプ建物として、木造二階建、建築面積67.07㎡、また、Bタイプ建物として、木造二階建、建築面積61.27㎡をそれぞれ2棟ずつ、4区画として建築する計画です。取水は市営上水道を利用し、雨水は集水桝に集め、また、汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、申請地内に設置する新設道路側溝に排水を行ない、市道に埋設されている市管理の既存排水管に接続します。このことについては排水先の市管理者と協議済みです。申請地は、美馬市穴吹林業総合センターの北東、[]に位置する農地で、農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号12です。転用場所は、穴吹町口山字宮内[]。地目は、畑。面積は、128㎡であります。譲渡人は、[]。譲受人は、[]であります。事務所の建設に伴う追認による許可申請となります。申請者は、建設業を営んでおり、令和2年9月に事務所を移転するために、申請農地に隣接する雑種地を購入し、本年5月、事務所が完成しました。しかしながら、今回の申請地、宮内[]に事務所の一部分がはみだす形で建設されております。当初の計画においては、譲渡人である、[]が所有する今回の申請地、[]と譲受人である[]が所有する雑種地、宮内[]をお互いに使い勝手が良い形で、最終的には交換する予定で建築を進めましたが、この度、法務局へ登記申請に際し、申請地は、農地転用手続きが必要であったことを知り、追認による許可申請に至ったものです。申請者から、今後は、このようなことが無いように農地法を遵守致しますとの始末書が提出されております。申請地は、旧宮内小学校の北、[]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について12案件の概要説明を終わらせていただきます

議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1, 2については、2番逢坂委員、お願いします。
2番 逢坂委員	2番逢坂です。10月21日に現地確認いたしました。私が、耕作している農地の近くです。特に問題はありません。よろしくお願いします。
議 長	番号3, 4, 5については、19番村上委員、お願いします。
19番 村上委員	はい、19番村上です。10月24日に現地確認いたしました。3番は、雑草地ですが、太陽光発電施設ですので、特に問題は無いと思います。4番、5番についても特に問題はありません。よろしくお願いします。
議 長	番号6は、5番竹田委員、お願いします。
5番 竹田委員	5番竹田です。現地は、県道沿いです。昔から水があるため、全体的に田や畑がつくられていない土地ではあります。自動車関連会社が使用するにあたって、特に問題はありません。よろしくお願いします。
議 長	番号7は、1番美馬委員、お願いします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。10月26日に現地確認いたしました。住宅で転用ということで、排水先の東側市道側溝のほうの工事も完了しておりますし、特に問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号8は、15番小田委員、お願いします。
15番 小田委員	はい、15番小田です。10月21日、現地確認いたしました。このあたりは、住宅転用も多く、特に問題はありません。よろしくお願いします。
議 長	番号9から番号11までは、8番谷委員、お願いします。
8番 谷委員	はい、8番谷です。10月22日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号12は、17番安達委員、お願いします。
17番 安達委員	はい、17番安達です。10月22日、現地確認いたしました。事務局からの説明のとおり、始末書案件ですが、双方が良くなる案件だと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございました。 それでは、番号1から番号12までの12案件について審議を行います。 何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
3番 佐藤委員	3番佐藤です。1, 2番で営農型太陽光発電施設の設置となっているのですが、営農型でも地目変更は必要なのですか。
	(事務局長、挙手)
事務局長	佐藤委員からのご質問についてですが、地目変更は必要ありません。1番、2番の案件については、営農型太陽光発電施設といたしまして、パネル下の農地で耕作を行うことを条件といたしまして、太陽光パネルを設置することが

	認められております。営農型太陽光を設置するにあたって、パネル支柱部分の面積について、3年間の一時転用が必要となってきます。支柱部分の農地のみ賃貸借で借り受けて、下部農地は、別の耕作者、今回であれば、 が借り受けて水稻を栽培されるということです。
3番 佐藤委員	その場合、パネル下ですと収量が落ちますよね。
事務局長	8割の収量を確保するというのが、原則となっております。パネルの遮光率というものがあまして、太陽の光が入らないと作物が育ちませんので、その遮光率を計算したものを事業計画書に記載しております。
3番 佐藤委員	わかりました。ありがとうございます。もう一つ、質問をしてもよろしいか。番号7の持分についてですが、お互い2分の1ずつの持分で申請をしているのですか。
事務局長	2分の1ずつの申請となっております。
3番 佐藤委員	わかりました。それと、番号4、5についてですが、パネルの枚数も発電出力も同じとなっているのですが、これはどういうことですか。
事務局長	4番の案件と5番の案件については、申請は別申請となっておりますが、申請地を併せて一体利用をするということです。
3番 佐藤委員	ありがとうございました。
議 長	他に何かありませんか。
11番 蔭山委員	はい、11番蔭山です。勉強のために教えていただきたいのですが、先ほど質問にあった1番と2番の案件について、シキビから水稻に営農作物の変更となっているのですが、実際にシキビを作られて、収量8割が厳しいということか、どういった理由で変更になったのか教えていただけたらと思います。
	(事務局長、挙手)
事務局長	蔭山委員からのご質問ですが、当初計画では、シキビを栽培するという計画でしたが、実際には、まだ作付けしておりません。ここの農地が、もともと、田んぼですので、水はけが悪く、シキビですと根腐れしてしまって育たないとのこと。このような理由でシキビから水稻への変更となっております。
11番 蔭山委員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他に何かありませんか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号12までの許可申請12案件について

	許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請12案件につきましては許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。
	次に、日程第5、議案第50号非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第50号、非農地証明願3件につきまして説明いたします。議案書9ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、脇町川原町字西サキ■■■■■■。地目は、畑。面積は、146㎡です。■■■■■■より非農地証明願が提出されました。申請地は、昭和51年に隣接する宅地に事業用の倉庫を建築しており、その数年後、申請地に増築が行われております。関係書類を基に、10月23日、11番蔭山委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、野村集会所の西、■■■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地化されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。</p> <p>番号2です。申請場所は、脇町大字脇町字突抜町■■■■■■。地目は、畑。面積は、149㎡です。■■■■■■より非農地証明願が提出されました。申請地は、脇町のうだつの町並みの中心地に位置する農地で、平成2年より以前から隣接する宅地と一体的に倉庫敷地や庭として、利用されております。関係書類を基に、10月23日、18番、藤岡委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、吉田家住宅の北西、■■■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地化されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。</p> <p>番号3です。申請場所は、脇町字西赤谷■■■■■■。地目は、田。面積は、230㎡です。■■■■■■より非農地証明願が提出されました。申請地は、昭和50年頃から隣接宅地と一体で自宅兼自動車修理工場敷地として利用されております。関係書類を基に、10月24日、10番、原田委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、脇町インターチェンジの南東、■■■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地化されていたことが確認できます。</p>

	<p>農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。</p> <p>以上の3案件は、非農地証明の許可要件である20年をすでに経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる農地であると判断されます。非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、11番蔭山委員、お願いします。</p>
11番 蔭山委員	<p>はい、11番蔭山委員です。先ほど事務局から説明のあったとおり、何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号2は、18番藤岡委員、お願いします。</p>
18番 藤岡委員	<p>はい、18番藤岡です。10月23日に事務局及び■■■■の立ち会いのもと、現地確認いたしました。説明どおり何ら問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号3は、10番原田委員さんですが、欠席ですので事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>10番原田委員より非農地証明については、問題ありませんとのご意見を頂いております。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございました。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。非農地証明願についてご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議 長	<p>異議無しと認めます。よって、議案第50号、非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第51号、令和5年度第7期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>先に、お配りしております議案第51号美馬市農地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、4,485㎡、更新の利用権設定はございません。利用権設定筆数は、6筆、利用権を設定する件数、延べ3件、利用権設定を受ける者、組織は2件です。詳細につきましては、計画書に記載のとおりです。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p>
議 長	<p>ご意見ございますか。</p>

委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。それでは、議案第45号、令和5年度第7期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年第10回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。